

外国大学等との学術・教育交流協定に関する基本方針

静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「本学」という。）は、令和2年度に開学し、国際感覚を持った農林業のプロフェッショナルの育成を目指していることから、世界の優れた高等教育・研究機関（以下「大学等」という。）の教職員、学生との交流や資料・情報の交換、共同研究の推進を図る必要がある。そこで、外国大学等との交流を実施するにあたり、「大学間協定」についての基本方針を策定する。

1 大学間協定

(1) 大学間協定の枠組み

- ア 大学間協定は、本学が特定の外国大学等との間に、平等互惠の精神に基づいて研究・教育の交流を促進し、ひいては本学の水準を国際的に高めるため、本学学長と相手大学代表者との間で締結される。
- イ 大学間協定は包括的なものとし、具体的な交流事業の内容は、国際交流委員会の作成案に基づき、評議会の議を経て別の文書で決めるものとする。
- ウ 協定は、相手校との協議により、締結後5年以内に見直すこととする。

(2) 大学間協定締結の指針

- ア 学術交流のため、本学の教職員、学生を定期的又は継続的に外国大学に派遣するか、送り出す必要がある場合。
- イ 特別な理由で相手大学の学術振興に寄与することが必要な場合。
- ウ 本学の学生が頻繁に研究に赴くか、あるいは相手大学に留学する場合。
- エ 相手大学が文部科学省短期留学制度による留学生を、継続的に本学に派遣することを希望している場合。
- オ 外国大学等が希望し、本学も協定締結が望ましいと認められる場合。

2 協定締結の手続き

- (1) 大学間協定の発議は、学部長・学科長を経て学長に対して行われる。
- (2) 国際交流委員会は、事務局等の意見を反映させ、協定案を作成する。
- (3) 同案は教授会の意見を付した上で、評議会の審議を得るものとする。

3 その他

- (1) 大学間の国際交流には、確かな財政的根拠が必要である。このため協定締結にあたっては、関係機関を含め十分な協議を行うものとする。
- (2) 外国人研究者・学生の受入れを無理なく行い、交流の実を挙げるため、施設及び支援体制の整備について、一層努力するものとする。
- (3) 本方針に定めなき事項は、別途協議の上に定める。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。